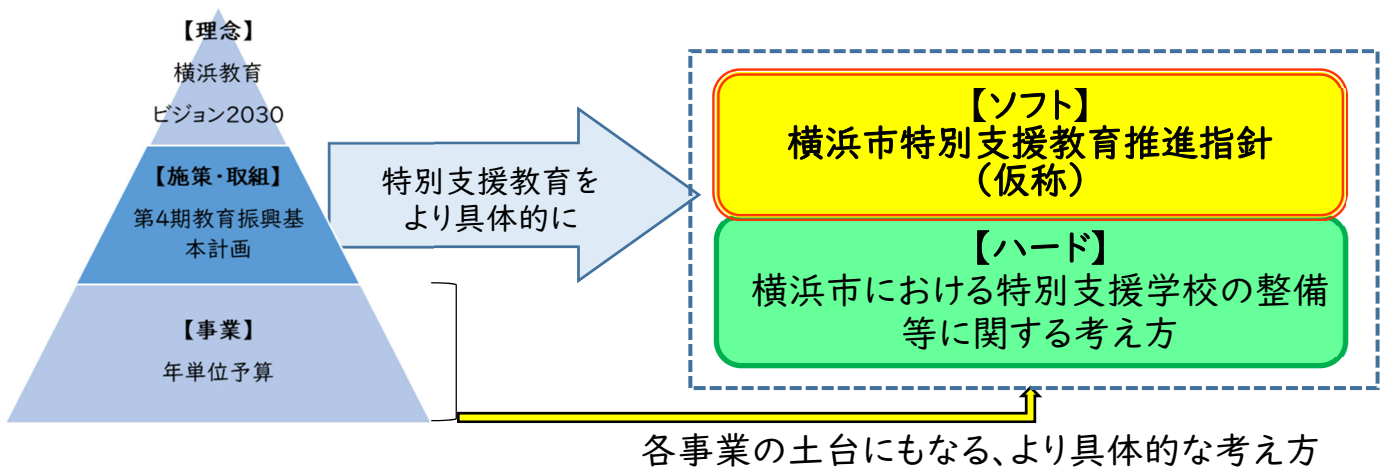


横浜市特別支援教育推進指針（仮称）の検討の開始について

1 趣旨

- ・発達障害や医療的ケアを日常的に必要とするなど、特別な支援や配慮を要する児童・生徒は増加傾向にあり、その状態も重度化、多様化しています。
- ・令和3年には国の医療的ケア児支援法や特別支援学校設置基準の公布、令和4年には国連から日本のインクルーシブ教育への勧告も行われ、また、神奈川県においても「かながわ特別支援教育推進指針」が策定されました。
- ・本市においても特別支援学校の整備や配置など、主にハード面に特化した「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方」を策定しています。そうした中で、特別な支援を要する児童・生徒の増加や教育現場におけるICTの普及等を背景に、特別支援教育に関する内容の充実や全ての教職員の特別支援教育にかかる専門性の向上など、ソフト面の課題も浮き彫りになってきました。
- ・そこで、特別支援教育を取り巻く状況の大きな変化に対応していく観点から、本市の特別支援教育の目指す姿を学校現場の全ての教職員と共有し、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた「豊かな学び」を提供できるよう、特別支援教育推進指針の検討を開始します。

【他計画との関係】



【参考】

- | | |
|---------|--|
| 平成28年4月 | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市立学校教職員対応要領の策定
(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成28年4月施行)を受け、策定。) |
| 令和3年6月 | 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布 |
| 9月 | 特別支援学校設置基準の公布 |
| 令和4年3月 | 神奈川県が「かながわ特別支援教育推進指針」を策定 |
| 9月 | 日本のインクルーシブ教育に関する国連勧告 |
| 令和5年3月 | 横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方策定予定 |

2 特別支援教育の現状と課題

(1) 小・中・義務教育学校

ア 一般学級・通級指導教室における状況

- ・一般学級に在籍し、難聴、言語障害、情緒障害等の通級指導を受ける児童・生徒数は、平成 25 年度 (1,653 人) から令和 4 年度 (2,918 人) の 10 年間で約 1.8 倍 (+1,265 人) に増加しています。
- ・令和 4 年 12 月、国が公表した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する調査結果」において、小・中学校の一般学級に在籍する児童・生徒の 8.8% に、知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示すとの結果が示されています。
- ・様々な障害や疾患、医療的ケアがあり、日常的に見守りや介助など、特別な支援や配慮を必要とする児童・生徒が在籍しています。

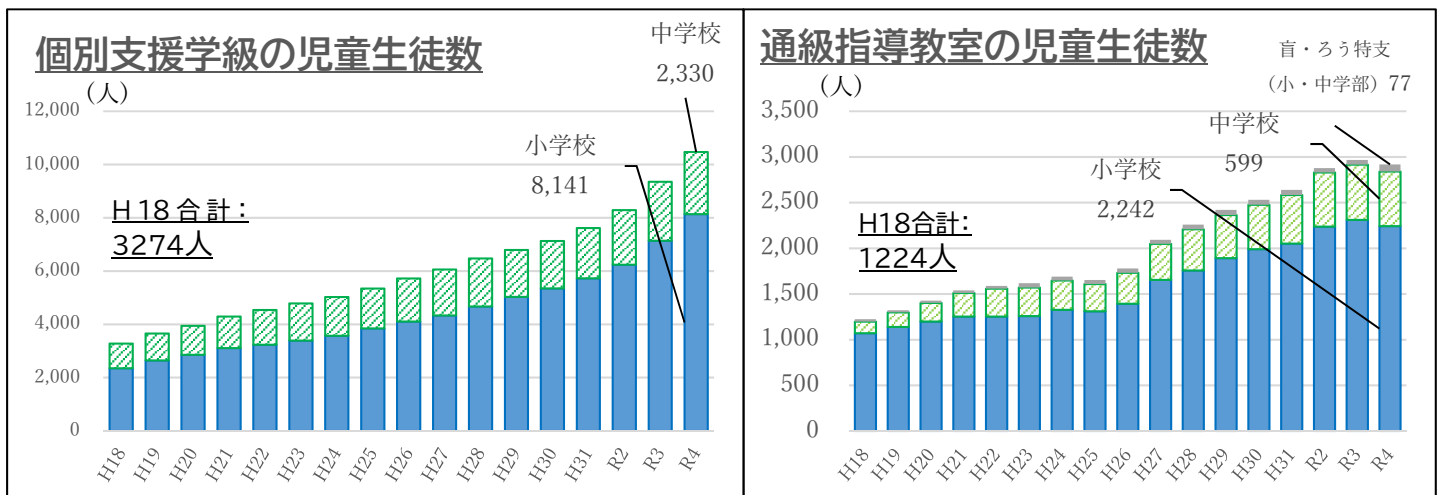
イ 個別支援学級の状況

- ・平成 29 年度に小・中・義務教育学校において個別支援学級の全校設置が完了しました。
- ・在籍する児童・生徒は、平成 25 年度 (5,343 人) から令和 4 年度 (10,471 人) の 10 年間で約 1.9 倍 (+5,128 人) に増加しています。

ウ 課題

- ・校内で特別支援教育推進の中心的な役割を担う教員である特別支援教育コーディネーターを柱とした校内支援体制の確立、特別支援教育支援員（有償ボランティア）の配置、また、在籍する学級を離れて学習するためのスペースである特別支援教室の活用など、各校で取組を進めています。一方、特別な支援等を要する児童・生徒は増加する傾向にあることから、全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上や一人ひとりに応じた学びの場の充実が必要です。

(参考) 個別支援学級及び通級指導教室の児童・生徒数



(出展) 教育委員会事務局調べ

(2) 特別支援学校

ア 特別支援学校における状況

- ・市立特別支援学校に在籍する児童・生徒数は、平成 18 年度から令和 4 年度までに 168 人（学校数は 2 校）増加しています。
- ・障害種別の増加内訳としては、肢体不自由特別支援学校の児童・生徒が 63 人増加し、令和 4 年度は 479 人に、知的障害特別支援学校の児童・生徒数は 172 人増加し、814 人となっています。一方、聴覚障害特別支援学校、病弱特別支援学校は横ばい、視覚障害特別支援学校は減少傾向にあるなど、障害種によって差が生じています。

イ 課題

- ・障害の重度化・重複化・多様化という状況も踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズを一層丁寧把握し、それぞれに応じた適切な指導・支援を充実させていくことが必要です。
- ・人工呼吸器を使用しているなど、高度な医療的ケアが必要な児童・生徒に対しては、これまでも保護者付添いの解消や通学支援等の取組を進めています。これらを引き続き推進するとともに、適切な医療的ケアをより一層安定的に実施し、安心安全な学校での学びを提供していく必要があります。
- ・小・中学校等の教員や障害のある児童・生徒等に必要な助言や指導・支援、情報提供等を行う「センター的機能」が発揮できるよう、特別支援学校の専門性を更に強化することが求められています。

3 「横浜市特別支援教育推進指針（仮称）」の検討の視点

特別支援教育の推進に向け、次の視点で検討していきます。

視点① 教育内容の充実

- ・多様な教育的ニーズに応じた教育課程改善や授業づくり、ICT等を効果的に活用することで、子ども一人ひとりの可能性を最大限に引き出す、「個別最適な学び」を提供していくことが必要です。

視点② 学びの場（教育環境）の整備・充実

- ・連続性のある「多様な学びの場」を用意し、それぞれの学びの場で特別な配慮や支援が必要な子どもが、安心して学ぶことができる環境整備や校内支援体制の充実が必要です。

視点③ 教員の専門性の向上・研修の充実

- ・全ての教員の特別支援教育に関する専門性を向上し、学級種や校種を超えた人事交流などの推進や、小中学校等と特別支援学校が相互に特別支援教育に係る専門性を向上させる取組を充実させることが必要です。

視点④ 開かれた特別支援教育・関係機関との連携強化

- ・小中学校や特別支援学校における交流及び共同学習等を推進し、子どもたちの学び合いを通じた共生社会の形成を目指します。また、学校と関係機関との連携による切れ目のない支援が必要です。

4 今後の予定

学校と教育委員会が特別支援教育の目指す姿を共有し、その姿を確実に浸透させていくため、特別支援教育の知識・経験が豊富な教職員や外部有識者、専門家の方々から御意見をいただき、学校現場とも丁寧に議論を進め、令和 5 年度中の策定を目指します。